防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　中谷　　元

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　更　後

第４章　給付

（短期給付）

第18条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第26条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第４条第５項に規定する特定任期付職員である自衛官及び同法第６条の規定の適用を受ける職員のうち自衛官である職員（第27条第２項において「特定任期付自衛官及び指定職自衛官組合員」という。）以外の自衛官等組合員に対しては法第50条第１項第１号に掲げる給付、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
自衛官組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
短期組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
任意継続組合員	［略］	［略］	15.32/1000			

２　前項の規定にかかわらず特定任期付自衛官及び指定職自衛官組合員に係る短期給付及び福祉事業の掛金率又は負担金率については長期組合員としての割合とする。

３　［略］

組合の負担金率		
短期給付	福祉事業	介護納付金
［略］	［略］	7.66/1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50/1000」とあるのは、「1.10/1000」とする。

５～６　［略］

別表（第３条関係）

支部の名称	所　在　地
［略］	［略］
久里浜支部	神奈川県横須賀市　システム通信・サイバー学校内
［略］	［略］

変　更　前

第４章　給付

（短期給付）

第18条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第26条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第６条の規定の適用を受ける職員のうち自衛官である職員（第27条第２項において「指定職自衛官組合員」という。）以外の自衛官等組合員に対しては法第50条第１項第１号に掲げる給付、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　［同左］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
自衛官組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
短期組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
任意継続組合員	［同左］	［同左］	15.84/1000			

２　前項の規定にかかわらず指定職自衛官組合員に係る短期給付及び福祉事業の掛金率又は負担金率については長期組合員としての割合とする。

３　［同左］

組合の負担金率		
短期給付	福祉事業	介護納付金
［同左］	［同左］	7.92/1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50/1000」とあるのは、「1.32/1000」とする。

５～６　［同左］

別表（第３条関係）

支部の名称	所　在　地
［同左］	［同左］
久里浜支部	神奈川県横須賀市　通信学校内
［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）の変更は令和６年３月21日から適用する。

２　変更後の第27条第１項、第３項、及び第４項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。